

令和7年度 医療機能再編支援業務委託 仕様書

1 目的

「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」で企図されている県内病院の医療機能の分化と連携を促進するため、県内の医療提供状況や今後の医療需要等を踏まえた医療機能再編支援及び病院の実状に合わせた病院間連携支援等を行う。

2 業務概要

- (1) 名称 令和7年度 医療機能再編支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月23日(月)まで

3 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、奈良県地域医療構想を十分理解するとともに、新たな地域医療構想の議論の状況も踏まえた取組となるよう留意すること。また、各業務は県と十分協議した上で行うこと。

(1) 県内の医療提供状況等分析業務

① 県内の医療提供状況等分析業務

85歳以上の高齢者の増加や人口減少に伴い、より重要となる病院と外来、在宅医療、介護分野との連携について、現状分析、見える化を行うとともに、今後、県内病院が機能再編や連携強化として、取り組む方向性が見出せるよう、県内市町村ごとの各種医療・介護関係データの分析を行うこと。

② 奈良県地域医療構想実現に向けた研修会の開催

分析内容を踏まえつつ、医療ニーズの変化に対応するための機能再編等に取り組む病院の増加に繋がることを目的として、地域医療構想研修会を開催すること。

【業務内容】

- (ア) 研修会の企画提案を行うこと。研修会の内容は、奈良県地域医療構想の現状、分析結果を踏まえたものであること。(研修会において、他団体の事例発表を行う場合は、発表者の手配や調整を行い、発生する費用を負担すること)
- (イ) 研修会はオンライン形式で行うこと。
- (ウ) Web会議システム等を利用したミーティングルームの設定、会場(講演者等が集まる配信のための場所)の手配、当日の準備、司会進行等を行うこと。情報セキュリティも考慮した上で、県内病院関係者等が誰でも聞くことができるようにするとともに、質疑応答できるように開催すること。併せて、後日動画配信できるようにすること。
- (エ) 研修会資料、議事次第等を作成すること。作成に当たっては、県と調整の上、配色、文章構成等見やすく理解しやすい資料とすること。
- (オ) 研修会における資料説明は、統括責任者又は統括責任者と同等の立場の者が責任を持って行うこと。また、出席者より作成資料内容に関する質問があった場合には対応す

ること。

※病院等への開催案内は、県が行う。

※オンラインでの参加者は病院関係者等 150 名程度を想定すること。

※開催時期は、令和 7 年 10～11 月頃を予定。

※会場使用料、講師の手配等、研修会に係る費用は、この業務に含むものとする。

(2) 機能再編・連携強化を行う病院への支援業務（5 枠）

支援を希望する病院に対し、国の医療政策の方向性や奈良県地域医療構想に沿った、機能再編・連携強化の実行可能な具体案の提示を行うこと。

また、機能再編により、見直される機能については、その受け皿となる連携先及び連携強化を盛り込むこと。

業務に当たっては、(1) ①の分析結果、病院からの提供データ、「4 県が準備するデータ・情報」、国のオープンデータ等を活用し、中長期的な視点での支援を行うこと。

病院とのミーティングは 3 回（初回・中間・最終）以上実施するものとし、それ以外にもヒアリングを行うなど病院の意向をこまめに確認しつつ、業務を進めること。

ミーティングやヒアリング等については、議事録を作成すること。

本業務は、県が募集、選定した病院に対して実施すること。（募集・選定に関する事務は県が行う。）

なお、本業務については、1 病院に対して A. 機能再編案作成支援 又は B. 機能再編プラン作成支援のいずれかの支援を行った場合、1 枠とする。（1 病院に対し、A 及び B の 2 つの支援を実施する場合もある。）

【機能再編案作成】

(ア) 提案する内容については、客観的で納得感が高く得られるものであること。

(イ) 病院経営の継続性、持続性を考慮し、機能転換や減床により病院収入に減少があった場合でも、収支改善が図られる内容とすること。

(ウ) 1 病院につき 2 パターン以上の機能再編案を提示すること。

(エ) 提示する案のうち、最低 1 つは稼働病床 10 床（稼働病床数 100 床未満の病院にあっては、稼働病床数の 10%（小数点以下切り捨て））以上の削減又は機能転換を要件とすること。

(オ) 以下の病床区分ごとの病床数を提示すること。

<参考>機能再編案の病床区分

病床機能報告における「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」とし、「急性期」については、「重症急性期」「軽症急性期」に区分すること。（下表参照）

■病床機能報告における医療機能

区分	内容
高度急性期	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	急性期の患者に対し、状態早期安定化に向けて医療を提供する機能

回復期	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能等
慢性期	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

■急性期の「奈良方式」

区分	内容
重症急性期	救急患者の受入、手術などの重症患者の受入に特化
軽症急性期	比較的症状が軽い患者に対する急性期医療を提供

参考：奈良県保健医療計画 P38

提示した機能再編案全てに対して収支シミュレーションを行うこと。その際、機能再編を行わなかった場合と比較できるようにすること。

(カ) 2025年(令和7年)から2040年(令和22年)までの間について行うこと。

直前の決算状況を踏まえ、診療報酬については最新の改訂の内容を反映すること。

【機能再編プラン作成】

(ア) 機能再編に際し病院において必要となる対応策等（人員配置、施設整備、資金調達等）及びおおまかなスケジュールについて明示すること。

(イ) 作成した機能再編プランは、必要に応じ、地域医療構想調整会議その他これに類する会議等（以下「調整会議等」という。）に諮る資料作成や説明の支援を行うこと。

(3) 地域における医療提供連携支援業務

今後の地域医療においては、医療と介護などの複合ニーズを抱える高齢者が適切な医療等を受けながら生活することができる医療提供体制を構築する必要がある。この趣旨を踏まえ、医療や介護など、各分野の関係者（地域の救急告示病院から3～5名、地域医師会から1～2名、地域の介護分野を代表して2～3名程度）が協議する場を設定し、円滑に高齢者救急に対する連携体制を構築するための支援を行うこと。

【業務内容】

(ア) 協議の場は2回以上設定すること。それ以外にも、課題や現状把握のため、個別にヒアリングを行うなど関係者の意向を確認しながら、業務を進めること。

(イ) 円滑に協議が進むようテーマ設定、資料作成を行うこと。なお、作成に当たっては、県と十分調整すること。

(ウ) 協議の進行は、統括責任者又は統括責任者と同等の立場の者が県と協力して行うこと。

(エ) ミーティングやヒアリングを実施した場合には、議事録を作成すること。

(オ) 今後、他地域へ展開していくことを見越し、支援の概要を報告書としてまとめること。

※支援する地域は県が指定し、関係者への声かけは県が行う。

4 県が準備するデータ・情報

(1) 病床機能報告ローデータ<奈良県分>

(2) 診療報酬明細書データ（国民健康保険データ、後期高齢者医療費データ）、介護報酬明細書データ

〔入院患者受療動向（主な疾病－患者住所地－病院）、退院後の連携状況（退院後どのような施設に行って、どのような医療・介護を受けているか 等）〕

(3) 各病院の「地域医療構想における具体的対応方針」

(4) 消防搬送データ

※その他、業務開始後に協議の上、必要な資料やデータを提供するものとする。

5 成果物の提出

(1) 成果物一覧

- ① 県内の医療提供状況等分析に係る資料（主に研修会資料として作成）（3（1）に規定）
- ② 機能再編・連携強化を行う病院への支援業務報告書（3（2）に規定）
- ③ 地域における医療提供連携支援業務に係る資料（3（3）に規定）
- ④ 議事録

(2) (1) の提出期限

- ① 研修会開催の1週間前
- ② 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ③ 協議会開催の1週間前

(3) 提出方法

- ① 上記（2）提出期限までにメール他指示のあった方法にて提出すること。
- ② 全業務完了後は、業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日までに（1）成果物一式を県に提出すること。提出は、CD-R、USBメモリ等とすること。

(4) その他

- ① 電子媒体は、Microsoft社 Office製品 Word、Excel、PowerPoint 又はテキスト形式等（県で更新可能な形式とする）で作成し、納品すること。
- ② 製本資料がある場合には、表紙・背表紙に事業名を明記し、インデックスを添付すること。

6 業務のスケジュール

別紙1のとおり

7 契約に当たっての注意事項

- (1) 契約は、本仕様書記載業務の総合計金額により行う。その際、3（2）については、予定枠数での合計金額とするが、契約に当たっては、単価契約となる。
- (2) 3（2）に係る契約額の支払いに当たっては、契約単価に実施事例数（枠数）を乗じた額を支払う。

8 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約後速やかに県に提出すること。

受託者は、統括責任者（業務全体の指揮監督を行う者）1名、業務責任者（3（1）、（2）の

業務ごとに遂行に必要な指導監督を行う者) 3名を選任すること。統括責任者及び業務責任者の兼務はできることとするが、合計2名以上を選任すること。

なお、交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

9 定例会議等への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設けるとともに、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、原則1週間に1回とする。ただし、業務の進捗状況により、県と受託者が協議を行い、回数を増減させることができる。
- (3) 統括責任者は、定例会議に必ず出席すること。
- (4) 定例会議及び連絡調整等を開催した場合並びに3(2)に示す病院とのミーティング又はヒアリングを開催した場合は、受託者において議事録を作成し、速やかに提出すること。
- (5) その他県が求めた場合等は、速やかに来訪すること。

10 再委託に関する事項

- (1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、受託業務の一部を再委託する場合は、再委託先ごとに以下について明記したものを事前に書面で申請し、県の承諾を得なければならない。
 - ① 再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等)
 - ② 再委託する業務の内容
 - ③ 再委託を行う理由
 - ④ 再委託の相手方を選定した理由
 - ⑤ 再委託契約(予定)金額
 - ⑥ その他必要と認められる事項(業務履行に必要な人員・技術等の有無、適格性の有無等)。
- (3) 再委託先において、本業務仕様書等に定める事項に関する義務違反又は業務に過失があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先が更に再委託を行う場合は(2)～(3)までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。

11 留意事項

- (1) 業務報告書等の作成後に病院・県から意見、質問があった際や業務を進める上で受託者においてよりよい施策の可能性が考え得る場合等においては、客観的な分析等を基に、再度これからの病院のあり方等、病院の視点に立った提案や分析等を行うこと。
- (2) 業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかに対応しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。

また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (6) 本業務の遂行による成果物等に係る所有権及び著作権を含む知的財産権の権利は県に帰属し、受託者は著作物に対する著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し、了解を得た場合に行うことができる。
- (8) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (9) この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (10) 別記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」の記載事項を遵守すること。
- (11) (4)～(10)の事項に違反したとき、又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (12) 天災、感染症の流行その他不可抗力により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と受託者が協議を行い、県が決定する。

(別記)

公契約条例に関する 遵守事項 (特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額 (同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。) 以上の賃金 (労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。) の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者 (同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者 (同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。) の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。